



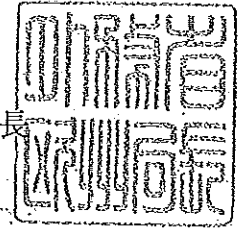
別紙

欧口合第982号

平成22年9月3日

観光庁長官 殿

外務省欧州局長



我が国企業関係者等による北方領土への渡航について

今般、我が国企業の関係者がロシアの出入域手続に従って北方領土の択捉島を訪問したことが確認された。また、我が国国民が、我が国旅行業者が組織した観光ツアーでロシアの出入域手続に従って北方領土の国後島及び択捉島を訪問したことが確認された。

このような訪問は、あたかも北方領土への入域が自由に行えるとの誤った印象を我が国国民一般に与えかねず、また、平成元年、平成3年、平成10年及び平成11年の閣議了解を尊重して北方領土への入域を自粛している他の国民との関係でも問題である。国民がこのような訪問を行うことは、北方領土の現状をあたかも追認したととられかねない行為であるとともに、戦後65年以上にわたり一貫して北方領土問題の解決を目指して努力してきた我が国国民の悲願に水を差すものであり、政府として、今後そのような訪問が行われぬよう万全を尽くす必要がある。

については、北方領土への渡航について、広く国民全体に上記閣議了解の趣旨を十分に徹底する必要があると考えており、その一環として、本邦内の関係企業に対しては、貴庁から、別紙を提示の上、北方領土問題に関する我が国の立場を十分踏まえ、ロシアの出入域手続に従った北方領土への訪問を行わないよう周知徹底を図るとともに、そのような訪問の計画を有する企業が見られる場合には、当該訪問を助長するような事業協力を厳に慎むよう、指導方願いする。

付属添付

(別紙)

我が国企業関係者等による北方領土への渡航について

平成22年9月3日

外務省

- 1 今般、我が国企業関係者がロシアの出入域手続に従って北方領土の択捉島を訪問したことが確認されました。また、我が国国民が、我が国旅行業者が組織した観光ツアーでロシアの出入域手続に従って北方領土の国後島及び択捉島を訪問したことが確認されました。
- 2 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、かつて一度も外国の領土となつたことのない我が国固有の領土であり、我が国は、ロシアとの間で領土問題を解決し平和条約を締結して日露関係を完全に正常化するため、粘り強く交渉を行ってきています。
- 3 政府は、現在の状況の下で、我が国国民がロシアの出入域手続に従うことを始めとして、あたかも北方領土におけるロシアの管轄権を認めるかのような形で北方領土に入域することは、北方領土に関する国民の総意及びそれに基づく政府の政策と相容れないとの観点から、平成元年9月19日付け閣議了解で国民に北方領土への渡航を自粛するよう要請しております。政府が例外的に我が国国民の北方領土への入域を認めているのは、基本的に、平成3年10月29日付け閣議了解、平成10年4月17日付け閣議了解及び平成11年9月10日付け閣議了解でも確認されているとおり、領土問題に関する我が国の基本的立場を害さないとの前提で行われている北方墓参、四島交流、自由訪問及び緊急人道支援の4つの特別の枠組みのみであり、この枠組み以外の方法による我が国国民による北方領土への入域については引き続き自粛をお願いしております。
- 4 今般のような北方領土への訪問は、あたかも北方領土への入域が自由に行えるとの誤った印象を我が国国民一般に与えかねず、また、上記の閣議了解を尊重して入域を自粛している他の国民との関係でも問題です。このような行為は、北方領土の現状をあたかも追認したととられかねない行為であり、戦後65年以上にわたり一貫して北方領土

問題の解決を目指して努力してきた我が国国民の悲願に水を差すものです。

5 つきましては、北方領土問題に関する我が国の立場を踏まえ、ロシアの出入域手続に従った北方領土への訪問が行われぬよう改めて要請するとともに、そのような訪問の計画を有する企業が見られる場合には、当該訪問を助長するような事業協力を厳に慎まれるよう要請します。